

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるにもかかわらず、他国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがある。国民の手による尖閣諸島購入を実現するとともに、実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」という国家の意思を国内外に明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有しており、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていくことが不可欠である。

よって、国においては、海洋国家日本の国益を保全するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を国内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
- 2 我が国の領土・主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定するとともに、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

徳島県議会議長 榎 本 孝